

新居浜市駐車場・駐輪場指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、経費の節減だけでなく市民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

この度、新居浜駅周辺に設置してある新居浜駅前駐輪場及び新居浜駅南口広場駐輪場（以下「駐輪場」という。）の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、新居浜市自転車等駐車場条例（平成22年条例第45号）第13条の規定に基づき、次期指定管理者の候補者を選定するに当たり、業務の効率化を図り、市民サービスの向上と管理運営経費の節減、制度の趣旨を踏まえた効果効率的で、創意工夫のある施設の管理運営業務の提案を期待し広く事業者を募集します。なお、今回の募集では、新居浜駅周辺の公営駐車場の利用状況等を検証し、新居浜駅前駐車場、新居浜駅南駐車場及び新居浜駅南口広場駐車場（以下「駐車場」という。）の3施設を、新居浜市駐車場条例（平成25年条例第34号）第19条の規定に基づき新たに加え、5施設を一括しての管理運営の事業者を募集します。

つきましては、新居浜市駐車場・駐輪場管理運営業務に関心のある方は、当募集要項に記載している条件等を十分に御確認の上、御応募ください。

2 施設の概要

(1) 設置目的

新居浜駅周辺における自動車及び自転車等の車両の放置を防止し、良好な環境の確保と、利用者の利便性の向上を図り、道路交通の円滑化、市民の安全確保に貢献し、都市機能の維持及び増進に寄与する。

(2) 名称

新居浜駅前駐輪場
新居浜駅南口広場駐輪場
新居浜駅前駐車場
新居浜駅南駐車場
新居浜駅南口広場駐車場

(3) 位置

新居浜駅前駐輪場	新居浜市坂井町二丁目3番55号
新居浜駅南口広場駐輪場	新居浜市坂井町三丁目甲3458番1
新居浜駅前駐車場	新居浜市坂井町二丁目1396番地
新居浜駅南駐車場	新居浜市坂井町三丁目甲3456番1
新居浜駅南口広場駐車場	新居浜市坂井町三丁目甲3461番4

(4) 供用開始年月日

新居浜駅前駐輪場	平成25年 3月18日
新居浜駅南口広場駐輪場	平成27年 6月24日
新居浜駅前駐車場	平成24年12月28日
新居浜駅南駐車場	平成26年12月 1日
新居浜駅南口広場駐車場	平成27年 6月24日

(5) 施設の規模等

新居浜駅前駐輪場

- 敷地面積 1,590㎡
- 収容可能台数 901台 (自走式)
- ア 自転車駐車施設
 - 自転車 859台 (うち屋内726台、屋外133台)
- イ バイク駐車施設
 - 原動機付自転車等 42台 (全台バイクロック装置)
- ウ その他の施設 時間外自転車保管施設、放置自転車保管場所
- その他の設備 個別ロック式集中精算システム、ITVシステム

新居浜駅南口広場駐輪場

- 敷地面積 390㎡
- 収容可能台数 139台 (自走式)
- ア 自転車・バイク駐車施設
 - 自転車 121台
 - 原動機付自転車等 18台
- イ その他の設備 ゲート式自動精算システム、ネットワークカメラ2台

新居浜駅前駐車場

- 敷地面積 1,413㎡
- 収容可能台数 40台 (自走式)
- ア 駐車施設・駐車できる自動車の種類
 - 平面・普通自動車 (積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る)
- イ その他の設備 ゲート式自動精算システム

新居浜駅南駐車場

- 敷地面積 2,531㎡
- 収容可能台数 84台 (自走式)
- ア 駐車施設・駐車できる自動車の種類
 - 平面・普通自動車 (積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る)
- イ その他の設備 ゲート式自動精算システム

新居浜駅南口広場駐車場

- 敷地面積 728㎡
- 収容可能台数 20台 (自走式)
- ア 駐車施設・駐車できる自動車の種類
 - 平面・普通自動車 (積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る)
- イ その他の設備 フラップ板式自動精算システム

(6) 供用時間等

新居浜駅前駐輪場	通年 (休日なし)	5時45分から22時15分まで
新居浜駅南口広場駐輪場	通年 (休日なし)	0時から24時まで
新居浜駅前駐車場	通年 (休日なし)	0時から24時まで
新居浜駅南駐車場	通年 (休日なし)	0時から24時まで
新居浜駅南口広場駐車場	通年 (休日なし)	0時から24時まで

(7) 施設管理状況

新居浜駅前駐輪場	有人管理（バイク駐車施設を除く）
新居浜駅南口広場駐輪場	機械管理
新居浜駅前駐車場	機械管理
新居浜駅南駐車場	機械管理
新居浜駅南口広場駐車場	機械管理

(8) 運営状況等

ア 利用状況

別記1 「利用件数一覧表」を参照のこと。

イ 事業費決算額

別記2 「収支等比較表」を参照のこと。

3 指定期間（管理の期間※予定）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※ 指定管理者としての指定及び指定期間（管理の期間）は、市議会の議決を経て正式に決定します。

4 応募者の資格

法人その他の団体（株式会社、任意団体等組織形態は問いません。）で、次の各号のいずれにも該当するものであること（個人による応募は不可）。

- (1) 指定期間において愛媛県内に主たる事務所を置くことができること。
- (2) 一施設あたりの駐車台数が700台以上の時間貸しの有料駐車場（自転車等を含む。）の管理実績を有していること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続中でないこと。
- (5) 本市が発注する建設工事等の請負又は物品の購入について、指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本市又は他の地方公共団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (7) 指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたことがないこと又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したことがないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいる団体でないこと。
 - ア 意思能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、

第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 暴力団の構成員等

カ 新居浜市指定管理者からの暴力団排除に関する合意書（平成21年3月27日新居浜警察署と締結・同年4月1日施行）第2条に規定する排除措置の対象者

(10) 共同事業体（複数の法人、団体等から構成される団体）での応募も可とします。

上記の各号全てについて共同事業体の構成団体が該当しているほか、次に掲げる事項に留意してください。

ア 共同事業体の名称、代表団体、代表者、責任割合等が定められ、これらを明記した書類を市に提出すること。

イ 共同事業体の構成団体として応募する団体は、単独で、又は他の共同事業体の構成団体として応募することはできないこと。

ウ 応募後の市との連絡・協議は、主として代表団体が行うこと。ただし、協定の締結に当たっては、共同事業体の構成団体全てを協定当事者とすることから、原則として構成団体の変更は認めないこと。

エ 指定期間において、代表団体が破産し、又は解散した場合は、協定に基づき指定を取り消すこと。

5 市への納付金及び納付率

指定管理者には、固定納付金を市へ納付いただきます。固定納付金の額は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに5,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を提案下限額とします。

指定管理者は、一会計年度において指定管理業務により得た収入が、指定管理業務に要した経費と固定納付金を加えた額を上回った場合、その上回った額に対し納付率を乗じた額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、変動納付金として市へ納付いただきます。その納付率は30%を、提案下限納付率とします。

なお、固定納付金が提案下限額より下回る場合、または変動納付金の納付率が提案下限納付率より下回る提案をした場合は失格とします。

6 指定管理者が行う業務（指定管理業務）

- (1) 新居浜市駐輪場の使用の許可及びその取り消し等に関する業務
- (2) 新居浜市駐車場の駐車券の発行に関する業務
- (3) 新居浜市駐車場・駐輪場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他新居浜市自転車等駐車場・新居浜市駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務
- (5) 自主事業に関する業務

各業務の詳細は、[別記3-1](#)「新居浜市自転車等駐車場指定管理者業務仕様書」及び[別記3-2](#)「新居浜市駐車場指定管理者業務仕様書」を参照のこと。

7 施設管理の基準等

新居浜市自転車等駐車場条例及び新居浜市駐車場条例、関係法令、規則、その他規程の定めるところに従い、適正に施設の管理を行わなければなりません。指定管理開始時における供用時間につ

いては現行の供用時間を下限とし、料金体系については現行の料金体系を上限とし、市と指定管理者との協議の上、変更することを可能とします。以下は、現行の概要を記載しております。

(1) 供用時間等

	駅前駐輪場	駅南口広場駐輪場	駅前駐車場・駅南駐車場 ・駅南口広場駐車場
供用時間	5時45分から22時15分まで	0時から24時まで	0時から24時まで
休業日	なし(年中無休)	なし(年中無休)	なし(年中無休)

(2) 駐輪場の料金体系等 (消費税及び地方消費税を含む。)

駅前駐輪場				駅南口広場駐輪場					
区分		使用料		区分		使用料			
自転車	一時駐車 (1台につき)	1日	2時間を超える 場合 100円	自転車	一時駐車 (1台につき)	1日	2時間を超える 場合 100円		
		1回				1回			
	定期駐車 屋内式 (1台につき)	1月	1,000円		定期駐車 (1台につき)	1月	900円		
		3月	2,700円			3月	2,400円		
		6月	5,200円			6月	4,600円		
		12月	10,000円			12月	9,000円		
	定期駐車 開放式 (1台につき)	1月	900円		定期駐車 (1台につき)	6月	4,600円		
		3月	2,400円			12月	9,000円		
6月		4,600円							
12月		9,000円							
原動機付 自転車	一時駐車 (1台につき)	1日	2時間を超える 場合 200円	原動機付 自転車	一時駐車 (1台につき)	1日	2時間を超える 場合 200円		
		1回				1回			
	普通自動 二輪車	定期駐車 (1台につき)	1月		1,500円	普通自動 二輪車	定期駐車 (1台につき)	1月	1,500円
			3月		4,000円			3月	4,000円
6月			7,800円	6月	7,800円				
12月			15,000円	12月	15,000円				
大型自動 二輪車			大型自動 二輪車						

定期駐車の使用期間は、月の初日から末日までを1月とする。

(3) 駐車場の料金体系等 (消費税及び地方消費税を含む。)

駅前駐車場	駅南駐車場・駅南口広場駐車場
1回につき駐車時間が30分まで無料。 30分を超える場合は30分を超える30分までごとに100円を加算して得た額。 ただし、24時間までごとの上限額は、2,100円とする。	1回につき駐車時間が3時間まで無料。 3時間を超える場合は3時間を超える1時間までごとに100円を加算して得た額。 ただし、24時間までごとの上限額は、600円とする。

8 第三者への業務委託

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできません。ただし、事前に市の承諾を受けた場合に、管理業務の一部を第三者に委託することはできます。

第三者を委託先とする場合、新居浜市内に本社（本店）がある事業者を最優先、支社（支店又は営業所）がある事業者を優先して委託先とすることを原則とします。ただし、市内事業者を委託先とすることが適当でない合理的な理由がある場合は、この限りではありません。

9 指定管理業務を行うに当たっての留意事項

- (1) 労働法令その他関係する法令、条例、規則その他規程を遵守すること。
- (2) 雇用・労働条件への適切な配慮を行うこと。
- (3) 市の環境基本計画に沿った地球環境への負荷に十分配慮すること。
- (4) 指定管理業務の実施に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、又は使用しないこと。また、業務に従事する者（従事していた者を含む。）は、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと（「基本協定書」において必要な措置を講じる旨を定めます。）。
- (5) 指定管理業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書（図面、写真、電磁的記録等を含む。）は、適正に管理・保存することとし、指定期間満了時に市の指示に従い引き渡すこと。また、指定管理者が管理しているものは、適正な情報公開に努めること（「基本協定書」において必要な事項を定めます。）。
- (6) 指定管理業務の対象外となる業務
 - ア 大規模な工事又は修繕に係る業務
 - イ 目的外使用に係る許可業務（自動販売機の設置等）
 - ウ 使用料の督促、滞納処分等に係る業務
 - エ その他法令等の規定により市が行うべきものとされる業務
- (7) 事業報告書等の提出
 - ①指定管理者は次の事項を記載した事業報告書（月次及び年間）を作成し、市長が定める期日までに、市に提出することとします。書式等は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
 - i 当該施設の管理の業務の実施状況及び利用状況に関する事項
 - ii 当該施設に係る利用料金等の収入の実績に関する事項
 - iii 当該施設の管理の業務に係る経理の状況に関する事項
 - iv その他市長が必要と認める事項
 - ②指定管理者は、定期的に駐車場利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。なお、実施時期や項目については、市と協議の上、定めるものとします。
 - ③指定管理者は、利用者モニタリングの結果及び利用者実績の分析により、管理実績の評価を行い市に提出すること。なお、実施時期や項目及び書式は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。
 - ④事業報告書の検査により、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかな場合には、市は指定管理者に対して必要な指示を行います。
- (8) 令和8年4月1日前において、既に使用申込みのあった施設使用については、現在の指定管理者から引き継ぐこと。
- (9) その他
詳細は、**別記3-1**「新居浜市駐輪場指定管理者業務仕様書」及び**別記3-2**「新居浜市駐車場指定管理者業務仕様書」を参照のこと。

10 利用料金及び納付金

- (1) 徴収した利用料金は、指定管理者の収入として取り扱います。管理経費に、その収入を充てることとします。なお、管理経費が収入を上回ったとしても、市から指定管理者に、管理経費を補填しません。
- (2) 収支状況に関わらず、指定管理者は市へ、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに固定納付金を納付していただきます。納付時期及び金額などについては、協定にて定めます。
- (3) 指定管理業務を市の示す水準を下回ることなく確実に実施する中で、指定管理者の経営努力により、収入が管理経費と固定納付金を加えた金額を上回った場合は、上回った金額に対して納付率を乗じた金額を、指定管理者は市へ変動納付金として納付していただきます。
納付時期及び金額などについては、協定にて定めます。残りの金額（収益）については、指定管理者の収入となります。
- (4) 一会計年度における修繕等予算を1,100千円（うち消費税及び地方消費税100千円を含む。）として指定管理者が行うものとします。なお、指定管理者の修繕等予算から修繕等実績額（指定管理者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）を差し引き生じた残額は、一会計年度ごとに精算したのち、市へ納付していただきます。
- (5) 指定管理業務に係る収入及び支出は、団体自体の他の経理（会計）とは区別した口座（指定管理業務専用口座）で管理をしてください。
- (6) 市及び指定管理者は、著しい経済状況の変動が生じた場合で、当初合意された固定納付金の金額が不適当になったと認めるときは、相手方に対して通知を持って固定納付金の変更の協議を申し出ることができるものとします。
市及び指定管理者が申出を受けた場合は、協議に応じなければならないものとします。変更の要否や変更金額等については、協議により決定するものとします。
- (7) 協定期間内に発生した利用料の徴収及び還付は現指定管理者が行うものとします。

11 市と指定管理者のリスク・責任の分担

市と指定管理者のリスク・責任の分担は、**別記4**「リスク・責任分担表」を参照のこと。

12 募集の手續等

(1) 募集要項等の配布期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月29日（金）まで（土・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の8時30分から17時15分まで

(2) 募集要項等の配布場所

新居浜市建設部都市計画課（市役所4階）

新居浜市一宮町一丁目5番1号 TEL 0897-65-1270

※ 募集要項や申請書等共通書類は、市のホームページ（担当課）からダウンロードできます。

- ・市ホームページTOP → 組織（部・課）でさがす → 建設部 → 都市計画課
- ・HPアドレス：<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/tokei/>

(3) 募集要項に関する質問・回答

- ア 受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月22日（金）まで（土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の8時30分から17時15分まで
- イ 受付方法 質問票（任意様式）に具体的に質問内容及び必要事項を記入の上、電子メールに添付して送付してください。
送付先（都市計画課） Eメールアドレス：tokei@city.niihama.lg.jp
- ウ 回答方法 質問票を受理してから5日以内（土・日を除く）に都市計画課のホームページに掲載します。

(4) 説明会の開催

- ア 日時 令和7年8月8日（金）9時30分から
- イ 場所 新居浜市役所合同防災庁舎 5階 会議室2
- ウ 内容 募集要項及び管理運営業務仕様書に基づく説明・質疑応答
新居浜市自転車等駐車場及び新居浜市駐車場の施設見学
- エ 参加者 各応募団体3人以内
- オ その他 説明会に参加する応募団体は、前日までに都市計画課へ連絡のこと。

13 応募書類の提出

- (1) 提出期間 令和7年8月18日（月）から令和7年8月29日（金）まで（土・日曜日を除く。）の8時30分から17時15分まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送による（郵送の場合は、8月29日消印有効）。
- (3) 提出先 新居浜市建設部都市計画課
新居浜市一宮町一丁目5番1号 TEL 0897-65-1270（直通）

(4) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（別記様式）
- イ 団体概要書（組織及び運営に関する事項（経営理念、方針、組織、従業者数等）を記載した書類（これらが記載されたパンフレット等でも可））
- ウ 定款、寄附行為、規則、規約その他これらに類する書類
- エ 法人にあつては登記事項証明書
- オ 役員名簿（氏名・ふりがな・性別・生年月日を記載したもの）
- カ 指定期間に属する各年度における新居浜市自転車等駐車場及び新居浜市駐車場の管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
- キ 本年度の事業計画書及び収支予算書
- ク 過去3か年度の事業報告書（団体の決算書・科目内訳書・別表（税務署提出書類と同じもの））
- ケ 固定資産課税台帳記載事項証明書
- コ 市税等納税証明書（※納税義務がない場合はその旨を記載した申立書）
- サ 応募資格の制限に該当しないことの申立書

注（1）必要な書類が不足する等の不備がある場合は、受け付けることができません。

（2）市から提出書類の補正を指示された場合等を除き、提出期間が経過した後の提出書類の

内容変更、差替え等を行うことができません。

(3) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 役員名簿により収集した個人情報については、指定管理者から暴力団排除のため、愛媛県警察への照会確認に使用します。

本市では、新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）や新居浜市指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づき、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し、指定管理者の応募資格から除外する措置を行っています。

(5) 提出書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。

(6) 共同事業体（複数の法人等により構成される団体等）で応募する場合は、上記イからサまでの書類を全ての構成団体について提出してください。

(5) 提出部数

各1部

(6) 応募に要する費用

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(7) 市が提供する資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

(8) 応募書類の著作権等及び情報公開

ア 応募書類に著作権が含まれる場合は、その著作権は応募者に帰属すること。ただし、市は、審査、選定及び指定の手續その他市が必要と認めるときは、応募書類の全部又は一部を無償で使用できること。

イ 応募書類は、市民等から公文書の公開請求があった場合は、新居浜市情報公開条例（平成19年条例第23号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き公開できること。

(9) 留意事項

ア 応募一団体（共同事業体の場合を含む。）につき、提案は1回のみとし、複数の事業計画書等を提出することはできないこと。

イ 新居浜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第6号）その他関係法令・条例等を承知の上で応募のこと。

ウ 応募書類を提出した後に申請を取り下げの場合は、「辞退届」（任意様式）を遅滞なく提出すること。

14 指定管理者候補者の選定等

(1) 候補者の選定方法

新居浜市指定管理者候補者選定委員会において、書面審査及び面接審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を行い、これらの審査結果を踏まえて、市長が候補者一者を決定します。

(2) 審査基準

主として次の基準により審査します。

ア 施設の平等な利用を確保できるものであること。

イ 施設の設置目的・効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 施設の適切な維持管理及び経費の縮減が図られているか。

エ 施設の管理運営に係る提案額は妥当か（固定納付金額及び変動納付金の納付率の提案を含む）。

オ 施設の管理運営を安定して行う能力を有しているか。

カ 魅力ある自主事業の企画立案であるか。

※ 現在、指定管理者として新居浜市自転車等駐車場及び新居浜市駐車場の管理運営を行っている団体が引き続き応募する場合は、更なるサービスの向上、利用の促進、経費の縮減等が図られる創意工夫・提案がなされていること。また、現指定期間における管理運営の実績・成果等が適正であること。

(3) 書面審査

上記(2)の審査基準に基づき、提出書類について記載事項を確認の上、管理運営業務に係る事業計画等の内容・水準が適正かを評価・審査します。

(4) 面接審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

上記(3)の書面審査の結果を踏まえ、直接、応募団体によるプレゼンテーション・質疑応答を行い、書面審査の評価と合わせて総合的に評価・審査します。

面接審査の日時、場所等詳細については、後日、応募団体に対して書面により通知します。

(5) 選定対象からの除外

応募団体が次に掲げる要件に該当する場合は、候補者の選定対象から除外します。

ア 応募書類等に虚偽の記載があったとき。

イ 応募に関して不正な行為が明らかになったとき。

ウ 自己の有利になる目的のため、選定委員会の委員へ個別に接触等の働きかけを行ったとき。

エ 募集要項に違反し、又は著しく逸脱したとき。

オ 他の団体の応募を妨害したとき。

カ 明らかに管理運営能力に欠けていると判断されるとき、及び提案額が指定管理料の基準額を上回っているとき。

(6) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により全応募団体に通知します。

(7) 審査結果の公表

審査の結果は、非公開とすべき箇所を除き公表します。

15 協定書の締結

市議会の議決を経て、指定管理者として指定された団体は、市と新居浜市駐輪場・駐車場の管理に関する協定（指定期間中の包括的な事項を定める「基本協定書」と各年度の実施事項等を定める「年度協定書」）を締結します。

協定の締結に際し必要な事項は、市と指定管理者とが協議の上、定めることとします。

(1) 基本協定書の主な内容

ア 総則的事項

イ 指定期間（協定期間）に関する事項

ウ 施設等の概要に関する事項

エ 管理運営業務の範囲等に関する事項

オ 利用の許可、利用料金等に関する事項

カ 指定管理料の支払に関する事

キ 備品等の帰属及び管理に関する事項

ク モニタリング（利用者からの意見聴取等アンケート）の実施に関する事項

- ケ 事業計画及び事業報告に関する事項
- コ 指定管理業務の履行状況の確認及び検証並びにこれらに基づく市の対応等に関する事項
- サ 個人情報の取扱い、保護等に関する事項
- シ 文書の保存、情報公開等に関する事項
- ス 権利義務の譲渡の禁止に関する事項
- セ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ソ リスク分担に関する事項
- タ 指定の取消し及び指定管理業務の停止に関する事項
- チ 原状回復義務に関する事項
- ツ 指定期間満了時の引継ぎに関する事項
- テ その他市長が必要と認める事項

(2) 年度協定書の主な内容

- ア 当該年度の指定管理料
- イ 指定管理料の算定、執行及び精算に関する事項
- ウ 当該年度の指定管理業務の詳細に関する事項
- エ 当該年度の事業計画の具体的内容、実施目標（値）、自己評価等に関する事項
- オ 当該年度の企画・自主事業に関する事項
- カ その他市長が必要と認める事項

16 引継業務その他の行為

新たに指定管理者として指定された団体は、基本協定締結日から令和8年3月31日までの間において、4月1日からの指定管理業務に支障を来さないように現在の指定管理者から引継ぎを受け、必要な準備行為を進めてください。

なお、引継ぎ等にかかる経費は、新たな指定管理者の負担とします。

また、指定期間終了時又は指定の取消しによって指定管理業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎ業務を実施してください。

17 その他

(1) 指定期間の初日の前日までに、指定管理者の候補者として選定された団体又は指定管理者として指定された団体が、次のいずれかに該当した場合は、候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

- ア 市議会において指定管理者の指定に係る議案が否決されたとき。
- イ 倒産し、解散し、又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ウ 資金事情の悪化等により、指定管理業務の履行が困難であると認められるとき。
- エ 応募書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- オ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- カ この要項に定める応募の資格を失ったとき、又は応募の資格がないことが判明したとき。
- キ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(2) 指定期間満了の日前までに、指定管理者である団体が、次のいずれかに該当した場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる

ことがあります。

- ア 指定管理業務の履行に際し、不正行為を行ったとき。
- イ 市に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- ウ 協定の内容を履行せず、又はこれに違反する行為があったとき。
- エ この要項に定める応募者の資格を失ったとき、又は応募者の資格がないことが判明したとき。
- オ 資金事情の悪化等により、指定管理業務の遂行が困難であると認められるとき。
- カ その他市長が必要と認めるとき。

(3) 指定期間満了前の取消しの措置に関する事項

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合において、市に生じた損害は、指定管理者が賠償すること。
- イ 指定管理者は、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合、その事由のいかんを問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の指定管理業務を行えるよう、速やかに引継ぎを行うこと。

18 問合せ先（担当課）

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市建設部都市計画課（市役所4階）

電話番号 0897-65-1270（直通）

FAX番号 0897-65-1276

Eメールアドレス：tokei@city.niihama.lg.jp